



春日リトルウィングス

運営規約



平成 28 年 3 月 6 日 (日)

代表会・監督会・父母会
平成 28 年 3 月 1 日より適用

春日リトルウィングス運営規約

改定 平成 28. 3. 1

第1章 総則

(名称)

第1条 当団体は、「春日リトルウィングス」と称する。

(目的)

第2条 当団体は、小学生軟式野球を通じて、明るく、正直に、周囲と強調して何事にも立ち向かっていく健全な体力と精神力を持つ少年少女を育成することを最大の目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 全軟学童リーグの運営趣旨に沿った規約等の遵守
- (2) 挨拶および礼儀の励行ならびにマナーの向上
- (3) 団員に適した正しい野球の指導と練習、対外試合およびリーグ戦ならびに大会等への参加
- (4) その他、前条の目的達成に必要と認められる一切の活動

2 団員、代表会員、監督会員ならびに父母会員（以下「当団体に属する者」と称する。）者は、あくまでボランティアとして運営に参加し、健全なる小学生軟式野球のスポーツ精神を尊重することを基本方針とし、遵守しなければならない。また、運営における事故および損害については原則として自己責任とする。

3 全ての活動費用は、原則として父母会費でまかなうこととし、自己で使用する用具費や移動費等の付帯費用は、全て自己負担とする。

(活動拠点)

第4条 当団体の活動拠点は、福岡県春日市を中心とする周辺市町村とする。

(個人情報および肖像権他)

第5条 当団体が活動する際に得た当団体に属する者の一切の個人情報および肖像権等は、全て当団体に帰属するものとする。

2 退団等により当団体に属する者で無くなった場合でも、在籍中の一切の個人情報および肖像権等については、永久に当団体に帰属するものとする。

3 当団体が取得した個人情報は、次の場合を除き、父母会長および監督以外の者への通知は原則として禁止し、適切に管理運営する。やむを得ない事由により当団体に所属する者へ一斉連絡する際に個人情報を使用した場合、他の対象者へ各自の個人情報が通知されることを承諾する。なお、肖像権等については、父母会で適切に管理運営し、当団体の広報活動等に使用する。

- (1) 所属リーグおよび大会出場ならびにグラウンド使用の際等の名簿提出
- (2) 父母会からの連絡
- (3) 監督からの連絡

4 当団体に所属する者は本条の1項から3項について同意するものとする。

第2章 構成員

(団員)

第6条 当団体の団員は、小学生の選手に限るものとする。

(入団資格、退団)

第7条 軟式野球を愛好し、心身を鍛錬しようとする小学生で、保護者の同意を得た後に役員会員の過半数が承認し、所定の手続きを終了することでいつでも入団できる。

- 2 団員およびその保護者の申し出により、いつでも退団できる。但し原則として一度退団した者は再入会できない。
- 3 前項により入団した団員の保護者は、同時に父母会員となり、退団と同時に父母会員の資格を失う。
- 4 入団した団員は、当団体が指定する野球用品等について自己負担で購入しなければならない。

(団員の義務)

第8条 当団体の団員は、次の義務を履行しなければならない。

- (1) 常に当団体の団員であることを自覚し、品位を重んじた行動をすること
- (2) 体力強化や野球技術の向上だけでなく、学業を疎かにしないこと
- (3) 当団体の年間指導方針を遵守し、安全には十分に配慮すること
- (4) 監督の指示に従い、団員全員で協力して行動すること
- (5) 団員は父母会で定める団費を納入すること

(組織)

第9条 当団体は、チーム運営総会および役員会のほか次の機関を置く。

- (1) 代表会
 - (2) 監督会
 - (3) 父母会
- 2 当団体に属する者は、本規約等を遵守しなければならない。また、退団等により当団体に属する者でなくなった場合は第5条について遵守することに同意しなければならない。

第3章 チーム運営総会

(招集)

第10条 当団体の定時チーム運営総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時チーム運営総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(基準日)

第11条 当団体の定時チーム運営総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

(招集権者および議長)

第12条 チーム運営総会は代表がこれを招集し、父母会長が議長となる。

- 2 代表および父母会長に事故があるとき、または、議案を個別に付議する場合は、他の役員会員がチーム運営総会を招集し、議長となることができる。

(決議の方法)

第13条 チーム運営総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる議決権者の3分の2以上を有する議決権者が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(議決権の行使)

第14条 基準日時点で在籍する5年生以下の団員は、1名につき1つの議決権を有し、チーム運営総会に出席して議決権を行使することができる。但し、団員は小学生であるため、その保護者が代理人として出席し、団員が有する議決権を代理して行使することができる。団員の保護者が出席できない場合は、他の団員の保護者に委任することができる。

2 代表会に従事する者は、1名につき1つの議決権を有し、チーム運営総会に出席して議決権を行使することができる。議決権を行使することができない場合は、他の代表会に従事する者に、自己の議決権を委任することができる。

3 監督会に従事する者は、1名につき1つの議決権を有し、チーム運営総会に出席して議決権を行使することができる。議決権を行使することができない場合は、他の監督会に従事する者に、自己の議決権を委任することができる。

4 代理行使を含めて1名が行使できる議決権数は2つまでとする。

(代表会員の選任方法)

第15条 代表および副代表は、チーム運営総会において選任する。

(監督会員の報告)

第16条 選任された代表または副代表は、チーム運営総会において、代表会で選任した監督およびコーチの報告を行わなければならない。

(会計報告)

第17条 父母会の会計主務は、定時チーム運営総会において、代表会の監査を受けた会計内容に関して報告を行わなければならない。

2 父母会の会計主務は、定時チーム運営総会において、父母会の承認を得た次年度の会計予算の報告を行わなければならない。

第4章 役員会

(員数)

第18条 当団体の役員は、11名以内とする。

(任期)

第19条 役員会員の任期は、チーム運営総会で特段の定めがない限り、選任後1年以内とし、最初の定時チーム運営総会終結の時までとする。

(構成)

第20条 役員会は、チーム運営総会の決議によって選任された代表1名、副代表1名以上（複数名選出の場合は内1名以上が参加することで足りる）および代表会の決議によって選任された監督1名、コーチ1名（複数名選出の場合は内1名以上が参加することで足りる）ならびに父母会の決議によって選任された父母会長1名、会計主務1名、グラウンド主務1名で構成し、役員会員と称する。

2 役員会員の兼任は原則認めないが、チーム運営総会において選任された場合はこの限りでない。

(招集権者および議長)

第21条 役員会は、代表がこれを招集し、父母会長が議長となる。

2 代表および父母会長に事故があるとき、または、議案を個別に付議する場合は、他の役員会員が役員会を招集し、議長となることができる。

(役員会の招集)

第22条 役員会の招集は、会日の7日前までにすべての役員会員に対して電磁的方法もしくは書面により発し、口頭による招集は認めない。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 役員会員全員の同意があるときは、招集を経ないで役員会を開催することができる。

(決議の方法)

第23条 役員会員は、1名につき1つの議決権を有し、役員会に出席して議決権を行使することができる。役員会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる議決権者の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 書面にて役員会員へ付議事項を通知した後、全ての役員会員の書面および電磁的方法による同意を経たときは、役員会の決議があったものとみなす。

(禁止事項)

第24条 役員会員は、それぞれチーム運営における権限を有しており、その性質を考慮し、次の行為を行ってはならない。

- (1) 団員、代表会員、監督会員ならびに父母会員（以下「団員等」と称する。）からの個別の贈答および特別な便宜等を求めてはならない。
- (2) 団員等との個人的な関係でゴルフや飲食等を行った場合でも、その清算はすべて個人で負担することとし、決して接待等の贈収賄となる行為は行ってはならない。
- (3) チーム活動中であっても、団員等からの飲食の提供や送迎等を求めてはならない。但しやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- (4) 父母会等の各会から正式な手続きを経た贈答および特別な便宜等については、最初に招集された役員会で報告しなければならない。

第5章 代表会

(員数)

第25条 代表会は、5名以内とする。

(任期)

第26条 代表会の任期は、チーム運営総会で特段の定めがない限り、選任後1年以内とし、最初の定時チーム運営総会終結の時までとする。

(構成)

第27条 代表会は、父母会員または監督会員に従事する者の内、2名からの推薦を経た後、チーム運営総会において選任された代表1名および副代表若干名で構成し、代表会員と称する。また、その他代表および副代表どちらかの推薦により過去に監督会員もしくは父母会員として在籍した者を理事として若干名選任し代表会員とすることができる。

(招集権者および議長)

第28条 代表会は、代表がこれを招集し、代表が議長となる。

2 代表に事故があるとき、または、議案を個別に付議する場合は、副代表が役員会を招集し、議長とすることができる。

(代表会の招集)

第29条 代表会の招集は、会日の7日前までにすべての代表会員に対して電磁的方法もしくは書面により発し、口頭による招集は認めない。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 代表会員全員の同意があるときは、招集を経ないで代表会を開催することができる。

(決議の方法)

第30条 代表会員は、1名につき1つの議決権を有し、代表会に出席して議決権を行使することができる。代表会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる議決権者の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 書面にて代表会員へ付議事項を通知した後、全ての代表会員の書面および電磁的方法による同意を経たときは、代表会の決議があったものとみなす。

(代表会ならびに代表会員の権限と義務)

第31条 代表会は、監督会の監督とコーチを選任し、役員会および定時チーム運営総会で報告しなければならない。なお、監督およびコーチを選任する権限を有しており、その性質を考慮し、代表会員は団員への直接的な野球指導を禁止する。但し監督会からの要請がある場合はこの限りではない。

2 代表会は、監督会と父母会が円滑に運営できるよう支援しなければならない。

3 代表会は、父母会が管理する父母会費について、直近の監査承認時から、定時チーム運営総会の議決権の基準日である毎年11月30日までの間の用途および残高等について監査し、定時チーム運営総会にて監査報告をしなければならない。なお、監査を行う権限を有しており、その性質を考慮し、代表会員は団費の使用を禁止する。但しやむを得ない事情がある場合は、役員会員過半数の書面による同意を経て、監督会から父母会へ請求できる。

4 代表会員は、選任した監督とコーチの指導方針や指導実績に対して善管注意義務を負う。

5 代表会員は、「春日リトルウィングス」の円滑な運営に専任するため、競業避止義務を負う。

第6章 監督会

(員数)

第32条 監督会は、5名以内とする。

(任期)

第33条 監督会の任期は、代表会で特段の定めがない限り、選任後1年以内とし、最初の定時チーム運営総会
終結の時までとする。

2 監督ならびにコーチは、任期途中に代表会からの解任通知があった場合速やかに退任する。但し異議申し立てがある場合は、通知を受けた日から14日以内に臨時チーム運営委員会を招集し、代表会から解任通知理由の説明を受け、異議申し立てを行うことができる。なお、役員会の過半数の推薦をもって再任議案を付議することができる。

(構成)

第34条 監督会は、代表会から選任された監督1名およびコーチ若干名で構成し、監督会員と称する。また、監督からの推薦によりその他コーチおよびスコアラー等を若干名選任し監督会員とすることができる。

(招集権者および議長)

第35条 監督会は、監督がこれを招集し、監督が議長となる。

2 監督に事故があるとき、または、議案を個別に付議する場合は、コーチが監督会を招集し、議長となることができる。

(監督会の招集)

第36条 監督会の招集は、会日の7日前までにすべての監督会員に対して電磁的方法もしくは書面により発し、口頭による招集は認めない。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監督会員全員の同意があるときは、招集を経ないで監督会を開催することができる。

(決議の方法)

第37条 監督会員は、1名につき1つの議決権を有し、監督会に出席して議決権を行使することができる。監督会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる議決権者の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 書面にて監督会員へ付議事項を通知した後、全ての監督会員の書面および電磁的方法による同意を経たときは、監督会の決議があったものとみなす。

(監督会ならびに監督会員の権限と義務)

第38条 監督会ならびに監督会員は、団員に対し適切な小学生軟式野球の技術や人間性等を教育し、年間指導方針に則った練習を行わなければならない。

2 団員への指導に対して善管注意義務を負う。

第7章 父母会

(員数)

第39条 父母会は、入団した団員の保護者全員とする。

(任期)

第40条 父母会の任期は、団員が当団体に在籍している間とする。

(構成)

第41条 父母会は、父母会において選任された父母会長1名および会計主務1名ならびにグラウンド主務1名の役員会員の他、広報担当若干名およびその他全ての団員の保護者で構成する。

(招集権者および議長)

第42条 父母会は、父母会長がこれを招集し、父母会長が議長となる。

2 父母会長に事故があるときは、その他の父母会に属する役員会員が父母会を招集し、議長となることができる。

3 議案を個別に付議する場合は、その父母会員が父母会を招集し、議長となることができる。

(父母会の招集)

第43条 父母会の招集は、会日の7日前までにすべての父母会員に対して電磁的方法もしくは書面により発し、口頭による招集は認めない。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 父母会員全員の同意があるときは、招集を経ないで父母会を開催することができる。

(決議の方法)

第44条 父母会員は、1世帯につき1つの議決権を有し、父母会に出席して議決権を行使することができる。

父母会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる議決権者の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 書面にて父母会員へ付議事項を通知した後、全ての役員会員の書面および電磁的方法による同意を経たときは、父母会の決議があったものとみなす。

(父母会役員を選任)

第45条 父母会長、会計主務およびグラウンド主務ならびに広報担当は、父母会において選任する。

(団費および会計の決定)

第46条 団費は、父母会において決定する。

2 次年度の会計予算は、父母会の承認を得なければならない。

(会計報告)

第47条 会計主務は、父母会の求めがあるときは、適時に会計報告を行わなければならない。

(父母会ならびに父母会員の権限と義務)

第48条 団員の健康管理を重視し、日頃から礼儀や挨拶の励行およびマナーの向上を推奨しなければならない。

2 団員に対する監督会を中心とした野球指導に対して、特段の要望や要求をしてはならない。

3 当団体に属する者に対して、一切の個別の優遇や贈収賄を行ってはならない。

4 当団体に属する者からの運営等に関する相談には誠実に対応しなければならない。

第8章 安全と責任

(保険等)

第49条 団員は、スポーツ保険に加入しなければならない。その保険料は、個人が負担するものとする。

2 監督および父母会が認めるコーチ若干名は、スポーツ保険に加入しなければならない。その保険料は、父母会が負担するものとする。

3 スポーツ保険に関する加入手続きは、全て父母会が行うものとする。

4 当団体の活動中に発生した事故その他の損害については、当団体の責に帰すべき事由がない場合、当団体に属する者から損害賠償を請求することはできない。

3 当団体の活動に準じた移動等の活動中について発生した事故その他の損害については、全て当事者間において解決するものとし、当団体への申し入れ等は行わないものとする。そのため、自動車保険の任意保険等各自が個別に対応できるように努めるものとする。

第9章 計算

(会計年度)

第50条 当団体の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第10章 資産

(所有権)

第51条 当団体の活動に使用する用具その他は、全て資産として父母会に帰属することとする。

2 自己のために費やした私財や私的道具類を除いて、当団体のために費やした私財や私的道具類等は、全て父母会に寄付したものとして取り扱う。

第11章 附則

第52条 本規約は、チーム運営総会の決議によってのみ変更することができる。

作成 平成27年4月1日(決議日:平成27年4月25日)

改定 平成28年3月1日(決議日:平成28年3月6日)